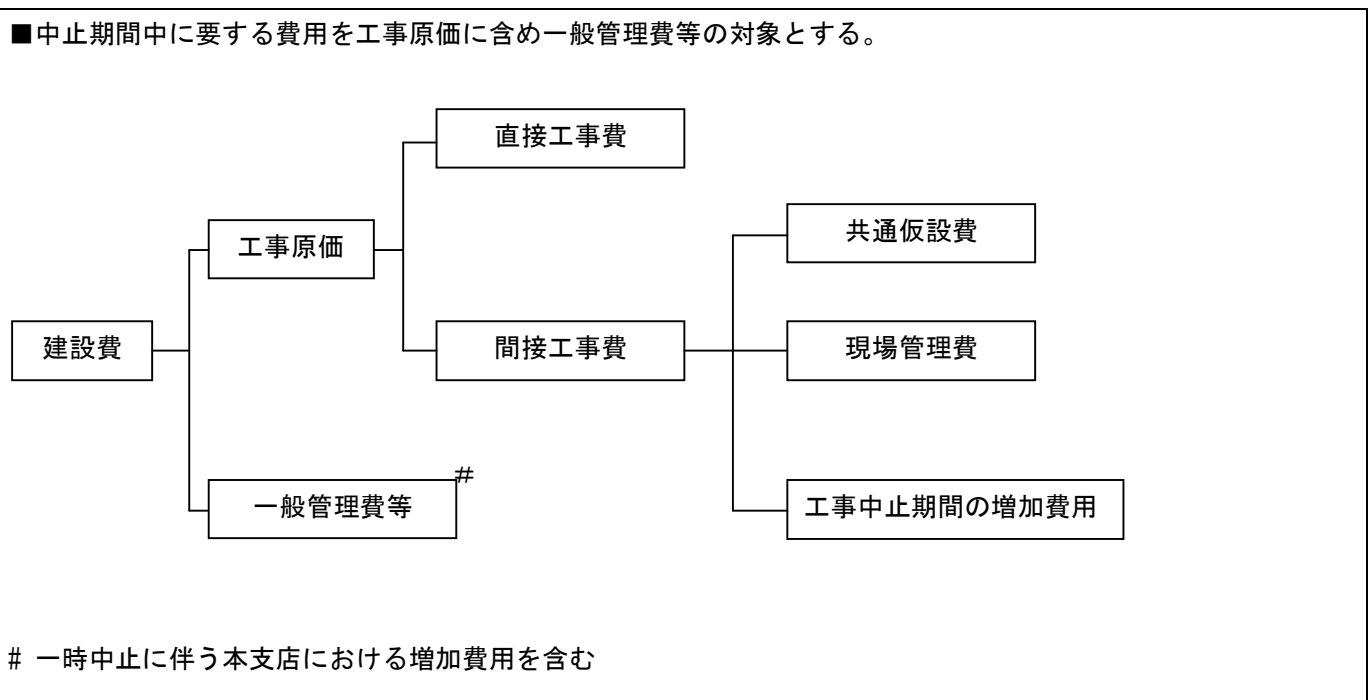


## 無償資金協力の工事一時中止による増加費用の精算について

開発途上国で行う無償資金協力の施設等建設工事においては、治安の悪化や疫病の流行、大規模な自然災害などの事情により、工事の一時中止を余儀なくされる状況があり、このような工事の一時中止により増加する費用の取り扱いについては、以下のとおりとする。<sup>1</sup>

### 1. 施工業者に係る増加費用の考え方

#### (1) 増加費用の構成



#### (2) 増加費用の範囲

増加費用は、施工業者が工事一時中止計画（後述）に従って業務を実施した結果、必要とする

<sup>1</sup> 国土交通省の工事一時中止に係るガイドライン（平成26年3月）を参考とした。

費用の明細に基づき算定するものとする。工事の一時中止決定から工事再開までの間に増加が見込まれる経費の範囲は、①工事体制の縮小に要する費用、②工事現場の維持に要する費用、③工事の再開準備に要する費用とする。

#### ①工事体制の縮小に要する費用

- 中止時点における工事体制から体制を縮小するため、不要となった機械機器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費（退避に要する費用を含む））
- 工事体制の縮小のために必要な施工業者の本支店における費用（一般管理費等）

#### ②工事現場の維持に要する費用

- 中止期間中において工事現場を維持し、または、工事の続行に備えて機械機器具、労務者、技術職員を保持するために必要とされる費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費）
- 工事現場の維持のために必要な施工業者の本支店における費用（一般管理費等）

#### ③工事の再開準備に要する費用

- 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機器具、労務者、技術職員の転入に要する費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費）
- 工事の再開準備のために必要な施工業者の本支店における費用（一般管理費等）

### (3) 工事中止期間の増加費用の精算方法

増加費用の算定および精算は、以下の手順及び方法により行うものとする。

#### ■工事一時中止計画の作成

施工業者は工事一時中止に係る計画を作成し、発注者及びコンサルタントと共有する。

#### ■工事一時中止に要する費用の確認

①工事体制の縮小に要する費用、②工事現場の維持に要する費用、③工事再開の準備に要する費用のいずれも、施工業者が実際に支出した内容<sup>2</sup>について、コンサルタントが妥当性の確認<sup>3</sup>を行い、精算書類を作成し、JICAの審査を経たうえで、発注者に報告を行う。

精算の対象は、直接工事費、間接工事費、一般管理費等とするが、一般管理費等（本支店における増加費用）については、契約交渉時に確認する入札金額内訳における、工事原価と一般管理費等の按分比を活用して算出するものとする。

なお、外貨の交換レートについては、精算書類作成日の前月末日から起算して過去3か月間の平均レートとする。但し、本レート適用が不合理と判断される場合には、別途検討するものとする。

なお、工事一時中止期間に発生する費用の具体的な内容としては、基本的に以下を想定する。

#### ①工事体制の縮小に要する費用

- ・現場警備員の雇用に要する費用・賃金
- ・要員の縮小に必要な旅費・交通費（日当宿泊料、航空賃およびバス・鉄道・船舶を含むその他交通費）
- ・縮小の過程で発生する要員の費用・賃金
- ・建設途中構造体等を保持・保護するための作業に必要な資材、労務に要する費用（任意仮設の保護・解体も含む）
- ・縮小の過程で必要となる水道・光熱費
- ・現場事務所の清掃費用

#### ②工事現場の維持に要する費用

- ・現場警備員の雇用に要する費用・賃金
- ・現場に残留して現場維持に従事する職員等の費用・賃金
- ・現場の保守、巡回に必要な車両運用に必要な費用
- ・資材・建設機械等の倉庫等での保管に必要な費用
- ・現場を維持する要員が消費する水道・光熱費
- ・現場事務所の清掃費用

<sup>2</sup> 無償資金協力の工事中断は、治安悪化や疫病の流行、大規模な自然災害等に起因する場合はほとんどであり、中止の時点において再開時期を想定することが困難であることや、現地で保管した資材や機械類の盗難被害の有無、使用期限付きの資材や木材などの経時的な品質・性能の劣化状況、現場に保管した建設機械の作動状況など、再開時における状態の確認によらなければ、増加費用を正確に算定できない要素が多いため、実費により精算を行うものとする。（実費により精算を確認するので落札率は勘案しない）

<sup>3</sup> 工事一時中止計画に基づく支出内容として妥当であるかを証憑書類の確認を通じて行う。

### ③工事再開の準備に要する費用

- ・現場警備員の雇用に要する費用・賃金
- ・要員の復帰に必要となる旅費・交通費（日当宿泊料、航空賃およびバス・鉄道・船舶を含む  
その他交通費）
- ・再開準備の過程で発生する要員の費用・賃金
- ・現場の復帰作業の管理に必要な車両運用に必要な費用
- ・倉庫等に保管した資材・建設機械等の現場への復帰に必要な費用
- ・現場に保管した機械類、建設資材の状態確認に必要な要員の費用・賃金
- ・廃棄せざるを得ない資機材等の再調達に必要な費用
- ・建設途中構造体の保護材等撤去に要する労務等に係る費用・賃金
- ・任意仮設の復旧に要する資材・労務等に係る費用・賃金
- ・再開準備の過程で必要となる水道・光熱費
- ・現場事務所の清掃費用

### 2. コンサルタントの増加費用

一時中止によるコンサルタントの増加費用については、上述の施工業者に係る増加費用の考え方に準じて、算定するものとする。

### 3. その他

上記によりがたい場合は、状況を勘案の上、別途 JICA と協議の上決定する。

以上

#### ■本件問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 資金協力業務部 設計・積算審査室

電話 : 03-5226-2558

F A X : 03-5226-6381

電子メール : gltte@jica. go. jp